

不測時における食料安全保障に関する検討会（第5回）議事概要

1. 日時・場所：令和5年11月8日（水）15:30～17:40 農林水産省第1特別会議室
2. 出席構成員：別紙のとおり
3. 議題：不測時の食料安全保障に関する検討について

〔テーマ：事態がより深刻化した段階で措置する対策、
政府対策本部及び関係省庁の役割〕

4. 主な発言内容等：

【関係省庁からの説明① 国土交通省：不測時における国土交通省の対応について】

- ・ 国土交通省は、現行の指針において、緊急時レベル1の対応として、農林水産大臣からの報告により、必要があると認めるときは、輸送すべき期限、数量及び区間並びに条件を定めて、食料等の輸送を行う事業者に対して指示すること、保管についても同様に、必要があると認めるときは、保管すべき期限及び数量並び条件を定めて、食料等に係る物品の保管を行う事業者に対して指示することになっている。
- ・ これまで本指針に基づく対応実績はないが、例えば、大規模災害時には支援物資の確保をするため物流事業者との連携を強化している。令和2年7月の熊本県での豪雨災害時には、全日本トラック協会等の災害対策基本法に基づく指定公共機関に支援物資の輸送を要請し、支援物資のリストを提供するなどの対応を行った。
- ・ 災害を想定した机上訓練（シミュレーション）を実施しており、これは食料供給が不足する事態にも資するものと考えている。本検討会で議論されている不測の事態にも、過去の事例を踏まえつつ、関係省庁とも連携していく。

【関係省庁からの説明② 外務省：外交対応について】

- ・ 食料を輸入に依存している日本にとっては、グローバルな食料安全保障をめぐる状況も日本に影響を及ぼすため、外務省としては国際的な食料安全保障を確保することは日本の食料安全保障に繋がるという考え方で取り組んでいる。
- ・ 国際的な取組においても、不測の事態に対応すること、不測の事態に備えることが重要。G7広島サミットの声明では、食料安全保障に関する不測の事態への対応として、食料安全保障上の危機が生じた場合でも、ルールに基づく自由で開かれた貿易を促進すること等としている。不測の事態に備えては、市場の透明性の向上、早期警戒システムの構築や、食料安全保障上の危機が生じた際に市場関係者等がどのような行動をとるべきかについての共通理解の醸成等に取り組むこととしている。
- ・ また、主要な食料の輸出国・生産国との良好な二国間関係の維持・強化、WTOを中核とする自由で公正なルールに基づいた多角的貿易体制の維持・強化や経済連携協定を通じた経済連携の推進も、日本として安定的に食料や食料生産に必要な投入財の輸入を確保するとともに、不測時に外交対応ができる環境作りとして重要。

【関係省庁からの説明③ 厚生労働省：輸入食品の安全確保対策について】

- ・ 輸入食品の安全確保対策は、輸出国・輸入時・国内の3段階で対応を講じている。輸入時には、輸入者が提出する輸入届の内容を厚生労働省が審査し、必要に応じて検査を実施する体制。

- ・ モニタリング検査も実施しており、違反があれば検査頻度や検査レベルを上げることとしている。初めて輸入される食品や、継続的な輸入食品等については、指導検査も実施している。
- ・ 厚生労働省としては、平時から輸入食品の安全性確保のため、効果的・効率的な検査体制を構築しており、万が一の場合は、関係省庁と迅速な情報共有を行い、円滑な輸入に貢献していく。
- ・ 極めて深刻な事態における栄養面でのサポート、緊急的な輸入時の検査体制の強化などに関しては、状況に応じてケースバイケースで必要な対策を講じていく考え。

【関係省庁からの説明④ 消費者庁：不測時における消費者庁の対応について】

- ・ コロナ時には、緊急時の消費者行動について、消費者教育推進会議において、消費者教育を中心として必要と考えられるものを整理しており、誤情報の拡散、買いだめ、便乗した悪質商法の発生などを踏まえ、正確で分かりやすい情報発信や消費者教育として情報リテラシーの重要性についてまとめられている。また、関係省庁と連携してチラシを用いて消費者への周知も行っている。特に食料品については農林水産省、経済産業省と連携し、食ロスや買いだめの防止について発信しているところ。
- ・ 物価への対応については、国民生活安定緊急措置法のほか、買占め等防止法もあり価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合に措置を講ずることとしている。発動実績として、国民生活安定緊急措置法はオイルショック時のほか、最近ではコロナ時に例があり、マスクの国への売渡し指示、マスク・アルコール消毒液の譲渡禁止を行った。買占め等防止法については、オイルショック時以降、発動実績はない。
- ・ また、食品には食品表示法に基づき一定の義務的表示を行う必要があるが、平時と大きく異なる事態では弾力的な運用をすることを可能としている。令和2年7月の大雨の際に、消費期限などの生命・身体に影響のあるものを除き、義務的表示事項の全てが表示されていなくても当分の間差し支えないという内容で消費者庁、農林水産省及び厚生労働省の連名通知を出した。
- ・ 食料に関する不測の事態が生じた際には、消費者庁のみで消費者への啓発や消費者教育を行うのではなく、関係省庁と知見を共有し、連携して対応していくことが重要と考えている。

【関係省庁からの説明⑤】

内閣府：経済安全保障推進法のサプライチェーン強靱化に関する取組について】

- ・ 経済安全保障推進法の具体的な内容としては4本柱となっており、食料安全保障に最も関係があるのは「サプライチェーンの強靱化」である。
- ・ サプライチェーンの強靱化に向けた取組としては、特定重要物資を定め、その物資を取り扱う事業者が作成する供給確保計画を認定し、助成や融資といった支援措置を講じることとしている。また、これらの措置のみでは安定供給確保が図ること

ができない場合には、備蓄やその他必要な措置を国が講ずることができるという仕組みになっている。

- ・ 特定重要物資は、①国民の生存に必要不可欠または国民生活・経済活動に依拠している、②外部への過度な依存性、③供給途絶等の蓋然性、④本制度による措置の必要性、の4つの要件に基づき指定される。
- ・ 肥料分野での具体的な取組としては、りん安、塩化加里について、備蓄水準を年間需要量の3か月分相当以上に維持することを目指し、そのために追加的に発生する保管料等について国が支援している。また、各事業者が備蓄している肥料原料については、農林水産省の要請または承認を得た範囲において放出または活用することとなっている。
- ・ 経済安全保障推進法は、緊急時にリスクが顕現しないよう平時からの取組が主体となっている。本検討会で議論している内容については、経済安全保障推進法と重なる部分があることから、どのように分担・連携できるか共に検討していきたい。

【関係省庁からの説明⑥ 経済産業省資源エネルギー庁：石油備蓄の概要について】

- ・ 我が国では1970年から石油備蓄を開始しており、大手企業の石油製品在庫を民間備蓄として指定し、90日を超える分を国家備蓄として定めることとしたが、現行では民間備蓄は70日分まで縮減し、国家備蓄は産油国共同備蓄の2分の1と合わせて90日分の制度となっている。
- ・ 備蓄の放出については、海外からの供給不足又はそのおそれがある場合や加盟国連携の協調放出をする場合において実施しており、例えば、ロシアのウクライナ侵攻に際しては、2,250万バレルの備蓄を放出している。
- ・ 石油需給適正化法については、条が進むごとにより強い措置となっている。オイルショック時は第9条（揮発油使用の節減）までの発動であったが、供給の途絶又はそのおそれが生じた場合、まずは需要の抑制や供給元の産油国への働きかけなどの対策により、消費の低減や民間努力を促し、それでも尚、供給が困難となる場合は、政府として第10条（石油の保有の指示等）や第11条（石油供給の斡旋指導）のようなより強い措置を講じていくという考え方。
- ・ 斡旋等に関して特定分野への優位順位の考え方はないが、例えば災害時においては、都道府県からの要請を受けて、需要があるところに必要な量を供給していくという対応を行っている。

【事態がより深刻化した段階の対策に関する基本的な考え方】

- ・ 深刻な事態に対する備えは不可欠。科学的な根拠をもって、短期的リスク、中長期的リスクの程度を把握し、国民が納得できる対策を提示することが望まれる。
- ・ 新しい措置を作ることだけを強調しすぎないようにすべき。今回の一連の検討では、基本的には現行の緊急事態食料安全保障指針を法制度化するということになるとの認識。異なる点は、政府本部で統一的に意思決定を行うということだけである。一見強いと思われる指示などの措置も、最初に要請をして手を挙げてもら

うという任意性があり、それは現行の安保指針にも既に記載されている旨を丁寧に説明していくことが重要。

- ・ 例えば、生産に関して重要な労働力や土地など不安要素がある場合には計画の履行が危ぶまれることから、深刻な段階において不確定要素となるようなものは、できるだけ取り除いた方がいいのではないかと。深刻な場合には情報の確実性が重要であり、その確実性を上げていくことが重要。これは消費者対策にとっても大切である。
- ・ どの程度の時間をかけて、どのような措置を講ずるのかという計画として、新型コロナウイルス等対策特別措置法における基本的対処方針にあたるものを作成することで、講ずる措置に対して納得感が得られると考える。

【生産の転換について】

- ・ 対象者については、「生産能力のある者」の具体的なイメージを持っているのか。実行性のあるものにすべく、引き続き議論が必要。
- ・ 作付地の拡大については、例えば牧草地をどう転換するのかということになれば、それまで牧草地を使っていた人はどうするのかという話になってくるはずなので、具体的なシミュレーションを行うべき。
- ・ 生産転換などの強い措置を実施する際には、状況を正確に把握・分析した上で、どのような考慮要素で措置を講じるかを判断することが重要。
- ・ 生産の転換を検討する際、スイスの例をよく参考にすべき。生産転換も可能な農地を指定していると言っても、農地の選別はしていないし、現在農業に供されていない土地に頼ってもいない。我が国の場合はより農地の条件は厳しいが、我が国で栄養バランスを考慮した生産シミュレーションを考える場合も、スイスを参考に現実的なものにすべき。
- ・ 現在の生産者以外も対象にするなら、その者の農地をどう確保するか、農地バンク等既存の制度で十分かどうか検証するべき。
- ・ 労働力や農地、集荷・加工・保管施設の課題に加え、永年作物など回復・復旧が容易でない品目もあるので、多岐にわたる要素を考慮すべき。

【割当て・配給について】

- ・ 整理すべき主な事項を5つ挙げているが、情報管理に関する項目も加える必要。
- ・ 整理すべき主な事項として、エリアや地域があるのではないかと。原料や製造所が全国にあるわけではないし、物流が欠けることもある。
- ・ 品目毎にサプライチェーンが異なるため、割当て・配給の実際の手法も品目によって異なってくることに留意が必要。

【政府対策本部について】

- ・ 政府の体制と対策において、内閣総理大臣のもと設置される政府対策本部には、全省庁が参画していくことが重要。

- ・ 対策には、単に食料供給の不安解消だけではなく、地域環境や防災などに及ぼす多面的な影響（共便益）も考慮されるべきで、その意味からも分野を越えた省庁間の連携は必須である。
- ・ 措置を講ずる場合の基準については、新型インフルエンザ等対策特別措置法における新型インフルエンザ等対策推進会議のような議論の場をどのように設けるかについても検討することが必要。

【関係省庁の役割について】

- ・ 厚生労働省は栄養面でのサポートができると思うので、緊急時の消費者行動については、農林水産省、消費者庁、厚生労働省の３省庁で連携してほしい。
- ・ 生産者や流通事業者などに対して私権制限的な措置を講じることも踏まえれば、消費者に対しても国民皆で緊急時に対応するということを訴えることも重要であるので、ぜひ、消費者対策を連携して行ってもらいたい。
- ・ 資源外交に関しては、各省が協調して対応してほしい。

【その他】

- ・ 事態がより深刻化した段階で措置する対策も重要であるが、平時からの備えが最も重要であることを最終のとりまとめで盛り込んでほしい。
- ・ これまでは全体的なフレームを議論してきたが、具体的な運用の部分を詰めないと実際には機能しない。その検討に当たっては、様々なセクターの幅広い関係者の方に説明し、その意見を踏まえることが必要。

以 上

不測時における食料安全保障に関する検討会（第5回）

出席者一覧

【有識者】

あら い	ゆたか	新井 豊	全国農業協同組合連合会群馬県本部 副本部長
おお さわ	まこと	大澤 誠	農林中央金庫 エグゼクティブ・アドバイザー
か と う	ひろ たか	加藤 弘 貴	公益財団法人流通経済研究所 専務理事
たけ し ま	ち はる	竹島 智 春	丸紅株式会社 食料第一本部副本部長 兼 食料第一・第二戦略企画室長
やまもと	りゅうじ	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科長
○ わたなべ	けんじ	渡辺 研司	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授

【関係省庁】

なか し ま	あきひろ	中島 朗 洋	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
や た け	まさゆき	矢 武 正行	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官補佐 （特定重要物資担当）【代理】
ま ぶ ち	ひろし	真 渕 博	消費者庁審議官
にしむら	やすこ	西村 泰子	外務省経済局資源安全保障室長【代理】
とり い	よういち	鳥井 陽一	厚生労働省大臣官房審議官 （健康、生活衛生、アルコール健康障害対策、業務移管担当）
すぎなか	あつし	杉中 淳	農林水産省大臣官房総括審議官
きっかわ	のぶひこ	吉川 信彦	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課 課長補佐【代理】
ひらさわ	たかひろ	平澤 崇 裕	国土交通省物流・自動車局物流政策課長【代理】
○	座長		（有識者は五十音順、関係省庁は建制順、いずれも敬称略）